

vi 指導不適切教諭等制度の適切な運用

指導不適切と認定された教諭等に対し、指導改善研修を実施し、現場への復帰を目指しています。また、指導改善研修運営協議会を開催し、制度の共通理解と運用の改善を検討しています。



指導改善研修運営協議会要項

●問題点・改善等が必要な項目

① 教員研修等の充実

- ・ 研修後のアンケートをもとに改善を図るとともに、教員一人一人のニーズに応じた研修となるよう研修内容の見直し。

② 教職員のサービス倫理の確立

- ・ 教育庁全体としての不祥事根絶に向けた取組。

●取組の方向性

① 教員研修等の充実

- ・ 講座の精選や新たな教育課題に対応した講座の開設など内容の充実を図ります。

② 教職員のサービス倫理の確立

- ・ 地道に取組を継続するほか、様々な研修や校内のサービス倫理委員会を通じて、継続的に働きかけを続け、サービス倫理の確立を図ります。

●主な指標の状況

・ 指標 1

任意研修（専門研修・職能研修）の定員に対する充足率（県教育センター）

現況値

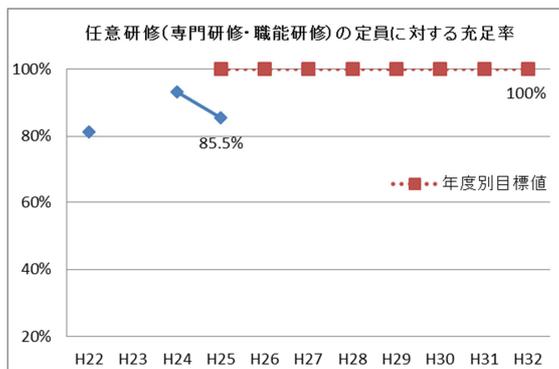
85.5%

年度別目標値

100%

評価

おおむね
順調



※H23 は震災により中止

① 評価の理由

現況値は目標値に達していないものの、震災前よりも向上しており、85%以上と高い水準を維持しているため。

② 今後の取組

教員一人一人のニーズに応じた研修となるよう講座の精選や更なる内容の充実を図るとともに、研修内容の周知方法についても工夫していく。